

高島市告示第74号

高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金交付要綱を次のように定め、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月26日

高島市長 福井 正 明

高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、企業等における多様な働き方または新しい働き方に対する取り組みの広がりに対応するとともに、観光客等の受入環境を強化し、誘客促進ならびに市内事業者の収益確保等を図るため、地域資源を活用したワーケーション、オフサイトミーティング、コワーキングスペース等に利用が可能な設備等の貸出し等（以下「ワーケーション等サービス」という。）を行う事業者に対して、設備等の改修等に要する経費について、予算の範囲内で高島ワーケーション等サービス環境整備支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、高島市補助金等交付規則（平成17年高島市規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ワケーション テレワークを活用し、普段の勤務地または居住地から離れ、仕事を継続しつつ、休暇を取りながらこの地域ならではの活動を行うことをいう。
- (2) オフサイトミーティング 企業等において活発な議論を促すために、勤務地以外の場所に滞在し、この地域ならではの環境下で集中的に会議等を実施することをいう。
- (3) コワーキングスペース 様々な属性の労働者および学生が、机、椅子、ネットワーク設備、会議室等の実務に必要な環境を共有しながら仕事または交流等を行うことができる場所をいう。
- (4) 市内事業者 市内に本店、支店、店舗等の事業所を有する事業者をいう。
- (5) 創業 ワケーション等サービスを開始することまたはワーケーション等サービスを行うために企業、団体等を設立することをいう。
- (6) 設備等 ワケーション等サービスを提供する事業の用に供する設備、施設（空き家の借用の場合にあっては、第5条の交付申請をする時点において賃貸借契約の締結および改修等にかかる同意が得られている施設に限る。）、器具備品等（次号に規定する消耗品を除く。）をいう。
- (7) 消耗品 1回または短期間の使用によって消費される性質のものおよび使用により消耗し、または損傷しやすく比較的短期間に再度の用に供し得なくなるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内においてワーケーション等サービスを行おうとする市内事業者または市内において創業する者であって、ワーケーション等サービスを提供するために設備等の購入または改修等を行うもの(以下「補助対象者」という。)とし、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 市が推進するリビングシフト構想における事業等に参画、協力すること
- (2) ホームページ等で当該サービスの周知を図ること
- (3) 第5条の規定による補助金の交付申請の日以前に納期限が到来した市税を滞納していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団およびその構成員でない者

(補助金の交付条件および補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率等は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国、県等による同様の補助金等の交付を受けようとする事業または受けた事業に係る経費は、補助対象経費としない。
- 3 補助金の交付は、同一の補助対象者について当該年度において1回限りとする。この場合において、子会社または関連会社その他実質的に同一の経営とみなされる事業者は、その全てをもって同一の補助対象者とみなす。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 法人登記簿謄本、定款の写し等事業を行っていることを明らかにする書類
- (3) 設備等の仕様等が分かる製品カタログ等
- (4) 見積書の写し
- (5) 設備等の改修を伴う場合にあつては、設備等の現況写真
- (6) 設備等の購入および改修を伴う場合にあつては、設備等の設計図面書類(改修の場合は、既存設備との関係を明示すること)
- (7) 市税に未納がないことの証明
- (8) 空き家の借用の場合にあつては、賃貸借契約の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金を交付するものと決定したときは高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助金を交付

しないものと決定した場合は高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
（変更等の承認申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容および補助対象経費の変更をしようとするとき、または、補助事業を中止し、もしくは廃止しようとするときは、高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金変更承認申請書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、補助事業の目的達成に支障を来すことのない事業計画の一部の変更または補助金交付決定額の20パーセント未満の減額をいう。

（変更後の交付決定）

第8条 市長は、前条の変更等の承認申請があったときは、当該変更内容等の承認の可否を決定し、高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金変更承認決定書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金実績報告書（様式第7号）に次の書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日以内または補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

- (1) 設置後の設備等の現況または稼働状況がわかる書類（ホームページの写し等）および写真
- (2) 経費の支払を証する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付額を確定し、高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金交付請求書（様式第9号）を提出するものとする。

（現地調査等）

第12条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対して現地調査、書類の提出等を求めることができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。

(財産処分制限)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置した設備等について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供するときは、承認の申請を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、第6条の交付決定通知を受けた日の属する年度の末日から5年を経過したとき、または、他の補助対象者が当該設備等を引き続き保全し継承する場合等で市長が特に認めたときは、この限りでない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示に基づいて交付決定した補助金の交付ならびに第13条および第14条の規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
設備等を新たに購入して設置し、または改修する事業に要する費用（消費税および地方消費税相当額は除く。）	2分の1以内。ただし、補助金の額に1,000円未満の額があるときは、切り捨てるものとする。	1補助事業者に交付する補助金は50万円を限度とする。

備考 次に掲げる費用は補助対象経費とならない。

- (1) 用地または建物の取得または賃貸に要する経費
- (2) 既存の設備等の撤去または廃棄に要する経費
- (3) 補助対象者が通常の業務活動に使用し、居住用に使用し、居住用に貸借する等のワーケーション等サービスの提供に直接関連がないと認められる設備等の購入、改修等に係る経費
- (4) 機器使用料、通信料、リース料、保険料、光熱水費その他設備等の使用または維持管理に要する経費
- (5) 補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われ、その区別が困難であ

る経費

- (6) 政治または宗教を主たる目的とした活動に専ら使用される設備等に係る
経費

年 月 日

高島市長

所在地
事業者名
代表者職氏名

高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金交付申請書

高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金の交付を受けたいので、高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金申請額 円
- 2 提出書類
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 法人登記簿謄本、定款の写し等事業を行っていることを明らかにする書類
 - (3) 設備等の仕様等が分かる製品カタログ等
 - (4) 見積書の写し
 - (5) 設備等の改修を伴う場合にあつては、設備等の現況写真
 - (6) 設備等の購入および改修を伴う場合にあつては、設備等の設計図面書類
（改修の場合は、既存設備との関係を明示すること）
 - (7) 市税に未納がないことの証明
 - (8) 空き家の借用の場合にあつては、賃貸借契約の写し
 - (9) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1 事業者概要

(1) 事業者名 および 代表者職 氏名		
(2) 所在地	〒 -	
(3) 創業年月日	年 月 日	
(4) 事業・業務 内 容		
(5) 担当者職・ 氏名および 連絡先	担当者職・ 氏 名	
	電話・FAX・ E m a i l	電話 () - FAX () - Email

2 補助事業計画

(1) サービス 種類 ^{※1}	<input type="checkbox"/> ワーケーション <input type="checkbox"/> オフサイトミーティング <input type="checkbox"/> コワーキングスペース	
(2) 補助事業 目的・内 容		
(3) 補助対象 外事由 ^{※1}	国、県等による同様の補助金等の交付を受けようとする事業または受けた事業に係る経費が含まれているか。	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する者に該当するか。	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
(4) 事業実施 場所 ^{※1}	住所：	
	設備等を住居と併用しているか	<input type="checkbox"/> 併用している <input type="checkbox"/> 併用していない

(5) 事業予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
(6) 補助金申請予定額	円 (1,000円未満切捨て)

※1：□がある項目は、該当するものにレ点を入れること。

3 支出予算 (単位は円とし、消費税および地方消費税相当額は除くものとする。)

購入・改修区分	設備等の品名・数量	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金申請額	備考
				※補助対象経費の合計に2分の1を乗じた額を下欄に記載する。ただし、補助金申請額は50万円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。	
合計					

第 号
年 月 日

様

高島市長

高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金については、下記のとおり交付することを決定しましたので、高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金の額

円

2 補助金交付の条件

- (1) この通知書による補助金の額は、実績報告書の内容により変更することがあります。
- (2) 補助金の経理は帳簿を備え、その支出内容を整備保管し、用途を明らかにするとともに、帳簿や経費の支払を証する書類等の関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は保存してください。
- (3) 補助金の交付を受けて設置する設備等を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供するときは、承認申請を市長に提出し、承認を受けなければなりません。ただし、補助金の交付を受けた年の末日から5年を経過したとき、または他の補助対象者が当該施設等を引き続き保全し継承する場合等で市長が特に認めたときは、この限りではありません。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受けたとき、補助金等を他の用途に使用したとき、または上記の承認を受けずに取得した設備等を処分したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しの部分について、既に補助金が交付されているときは時限を定めてその返還を求める場合があります。

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

高島市長

高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金については、下記のとおり交付しないことを決定しましたので、高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交付しないことを決定した理由

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

高島市長

所在地
事業者名
代表者職氏名

高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金変更承認申請書

年 月 日付けで申請した補助金について、内容を変更したいので、高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

	変更前	変更後
1 変更の内容		
2 変更の理由		

3 提出書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 設備等の仕様等が分かる製品カタログ等
- (3) 見積書の写し
- (4) 設備等の改修を伴う場合にあつては、設備等の現況写真
- (5) 設備等の購入および改修を伴う場合にあつては、設備等の設計図面書（改修の場合は、既存設備との関係を明示すること）
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

高島市長

高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金変更承認決定書

年 月 日付けで申請のありました内容の変更については、下記のとおり決定しましたので、高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 承認または不承認の内容	
---------------	--

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

高島市長

所在地
事業者名
代表者職氏名

高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業が完了したので、高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1	補助事業完了日	年 月 日
2	補助対象経費の内訳	別紙のとおり
3	補助金の額	円（1,000円未満切り捨て）
4	サービス開始（予定）日	年 月 日
5	サービス種類 ^{※1}	<input type="checkbox"/> ワーケーション <input type="checkbox"/> オフサイトミーティング <input type="checkbox"/> コワーキングスペース
6	補助事業実施内容	
7	提出書類	(1) 設置後の設備等の現況または稼働状況がわかる書類（ホームページの写し等）および写真 (2) 経費の支払を証する書類の写し (3) その他市長が必要と認める書類

※1：□がある項目は、該当するものにレ点を入れること。

第 号
年 月 日

様

高島市長

高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のありました補助金については、下記のとおり交付することを確定しましたので、高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 補助金の額

円

2 補助金交付の条件

- (1) 補助金の経理は帳簿を備え、その支出内容を整備保管し、用途を明らかにするとともに、帳簿や経費の支払を証する書類等の関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は保存してください。
- (2) 補助金の交付を受けて設置する設備等を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供するときは、承認申請を市長に提出し、承認を受けなければなりません。ただし、補助金の交付を受けた年の末日から5年を経過したとき、または他の補助対象者が当該施設等を引き続き保全し継承する場合等で市長が特に認めたときは、この限りではありません。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受けたとき、補助金等を他の用途に使用したとき、または上記の承認を受けずに取得した設備等を処分したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しの部分について、既に補助金が交付されているときは時限を定めてその返還を求める場合があります。

様式9号（第11条関係）

年 月 日

高島市長

所在地
事業者名
代表者職氏名 ⑩

高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付額確定通知のあった高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金について、高島市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

(振込先)

金融機関名		支店名	
預金種目	1. 普通 2. 当座 3. その他		
口座番号			
口座名義人	カナ		
	漢字		